

公益社団法人日本山岳協会 会員規程

第1条 この規程は公益社団法人日本山岳協会（以下「本協会」という。）の定款第5条に基づき、会員に関することについて定める。

第2条 会員は、定款第3条の目的に賛同して入会した者とする。

第3条 入会の手続きは次により行う。

- (1) 正会員として入会しようとする者は、別に定める「加盟団体規程」第11条に基づいて手続きを行うものとする。
- (2) 正会員が学識経験者である場合は、原則として履歴書・住民票又は身分を証明する書類を提出するものとする。ただし、会長が特に必要がないと認めた場合は、証明書類の一部又は全部を省略することができる。
- (3) 賛助会員として入会しようとする者は、別に定める「賛助会員に関する規程」に従って、本会に申し込むものとする。

第4条 定款第6条第1項に規定する正会員及び賛助会員の入会の可否は、次の基準により理事会において決定する。

- (1) 成年被後見人または被保佐人でないこと
- (2) 本協会を過去に除名された者は、除名後2年以上経過していること
- (3) 会員としてふさわしい者と認められる個人又は団体

第5条 会員は定款第7条に基づき、会費を納めなければならない。

(1) 正会員

- ①各都道府県において登山界を統轄し、その普及振興を行う団体を代表する者
年間 50,000 円
- ②この法人の目的に賛同して入会した登山及び山岳スポーツ団体を代表する者
年間 200,000 円
- ③この法人の目的に賛同して入会した学識経験者
年間 10,000 円

(2) 賛助会員

- ①団体 年間1口 50,000 円
- ②個人 年間1口 10,000 円

2 前項1号①の正会員が代表する団体については、理事会の決議により別に定める「加盟団体規程」により、加盟分担金を納めなければならない。

3 本条第1項第1号①及び②の正会員の会費の支払いは、加盟団体がその所属する正会員の会費をとりまとめて行う

第6条 会員の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎年更新するものとする。ただし、年度途中に入会した者は、入会した日から年度末までとする。

第7条 会員及び加盟団体は、本協会及び都道府県山岳連盟（協会）等が実施する事業に参加することができる。

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事会の議決を経て別に定める。

第9条 本規程の改廃は理事会の議決を経て、別に定め、又は変更することができる。

（附 則）

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。